

規制の事後評価書

法令の名称：押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（漁業登録令、家畜商法施行令、国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令）

規制の名称：行政手続における押印等の廃止

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：農林水産省大臣官房文書課

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しについて、「原則として全ての見直しの対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。

このうち、押印については、規制改革推進会議より、「押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する」ことが求められ、政府全体として、認印については、文書の真正に関する推定が及ぶことは難しいと考えられることから、その効果は限定的であり、原則として廃止する方向となり、また、署名についても、行政手続をデジタルで完結させることを目指す観点から、廃止することとなった。

以上を踏まえ、以下の政令中、署名又は認印による押印については、必要に応じ他の手段による本人確認が可能であることから、これらに係る規定を削除し、申請者を明らかにする目的による氏名の記名のみで可能とした。

（1）漁業登録令（昭和26年政令第292号）

（2）家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）

（3）国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成27年政令第43号）

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>		
		算出方法と数値
申請手続の効率化	事前評価時	1. 便益の把握 (1) 漁業登録令第19条に基づいて記載された申請書の提出について、令和元年度は年間86件あり（第23条及び第51条に基づいてなされた申請はいずれも0件）、認印による押印又は署名が不要となることで、申請手続の効率化を図ることができる。 (2) 家畜商法施行令第1条に基づく申請書の提出について、令和元年度は年間267件あり、認印による押印が不要となることで、申請手続の効率化を図ることができる。 (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第6条に基づく機構債権の申込は近年ないが、これについて認印による押印又は署名が不要となることで、申込手続の効率化を図ることができる。 2. 金銭価値化した場合 金銭的に便益を把握することは困難であるが、申請手続に係る消耗品、郵送等に係る経費が1件につき1000円程度と必要と仮定した場合、年間で30万円～40万円程度の削減が達成できる。
	事後評価時	1. 便益の把握 (1) 漁業登録令第19条に基づいて記載された申請書の提出、第23条に基づく申請、第51条に基づく申請について、申請者等の実態に鑑み、オンライン化はできていない状況にあるが、令和2年～令和6年における申請状況は以下のとおり。 令和2年：831件 令和3年：250件 令和4年：149件 令和5年：542件 令和6年：133件 (2) 家畜商法施行令第1条に基づく申請書の提出について、一部の都道府県では、オンライン化が進み、令和2年～令和6年におけるオンライン申請状況は以下のとおり。 令和2年：0件/250件（オンライン件数/全体） 令和3年：0件/252件（オンライン件数/全体） 令和4年：0件/229件（オンライン件数/全体） 令和5年：2件/260件（オンライン件数/全体） 令和6年：6件/199件（オンライン件数/全体） (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第6条に基づく機構債権の申込について、令和元年度に償還が終了して以

		来、機構債権が発行されていないため、令和２年～令和６年において実績はなく、実績に鑑み、オンライン化は進んでいない。 ２．金銭価値化した場合 当該緩和の性質上、効果を金銭価値化するのは困難である。
--	--	---

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
手続緩和に伴う行政の負担	事前評価時	必要に応じて本人確認に要する人件費、通信費等想定される一方、具体的な運用方法が明確になっていない現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。
	事後評価時	特になし

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
手続緩和に伴い顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	特になし

■ その他の負担

その他の負担は確認されていない。

3 考察

漁業登録令や家畜商法施行令に基づく申請等に係る手続は、オンライン化を含めて手続の方法や状況は都道府県によって異なるが、オンライン化が進んでいる都道府県も一部あり、今後の実態に沿ってオンライン化を検討していく方針である。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第6条に基づく機構債権の申込について、近年における機構債権の発行実績に鑑み、オンライン化されていない状況にあるが、今後の実態に沿ってオンライン化を検討していく方針である。

今後、各法令に基づく行政手続のオンライン化が進んだ場合において、当該規制緩和がされていなければ、署名若しくは認印による押印、又はオンライン手続に係る電子押印・署名の手続が必要となるため、申請者が簡易手続を利用できず、行政手続の効率化が実現できないことが予想される。

以上を踏まえ、当該規制緩和は、今後も継続することが妥当である。